

4 相談体制について

職場におけるハラスメントは未然防止対策が重要です。また、ハラスメントは、相手に自覚がないことが多く、相手に自分の受け止めを伝えたり、相手の真意を確認したりするなど、コミュニケーションにより認識の違いを埋めることで事態の深刻化を防ぎ、解決がもたらされることもあります。

各学校においては、ハラスメントに限らず、所属職員が抱える悩みなどについて気軽に申し出や相談ができる風通しのよい職場環境を整えるとともに、相談等に適切かつ柔軟に対応することが必要です。

まずは、問題を自分一人で抱え込まずに、身近な人にためらわずに相談して下さい。もし、職場内での相談が難しい場合は、下記を参考に御連絡ください。

窓 口	担 当	電話番号
校内の相談窓口	管理職等	
市町立学校職員の相談窓口	各市町教育委員会	
市町立学校職員の相談窓口(2) (こちらに相談することもできます)	県教育委員会義務教育課	028-623-3386
県立学校職員の相談窓口	県教育委員会高校教育課	028-623-3396

また、公立学校共済組合では、組合員とその家族の心と体の様々な相談に対応するため、メンタルヘルス相談を含む健康相談事業を電話や面談、Webにより実施しています。詳細は、公立学校共済組合のホームページで確認してください。

- ・ 電話・面談メンタルヘルス相談 電話:0120-783-269
月曜日から土曜日 10時から20時(祝日・年末年始を除く)
ただし、電話相談は22時まで
- ・ 教職員電話健康相談24(専門医相談・小児救急相談を含む)
電話:0120-24-8349 24時間・年中無休
- ・ 介護電話相談 電話:0120-515-579
月曜日から土曜日 10時から18時(祝日・年末年始を除く)
- ・ 女性医師電話相談 電話:0120-215-579
月曜日から土曜日 10時から21時(祝日・年末年始を除く)
- ・ Web相談(こころの相談)の窓口もあります。

この他、民間団体等の相談窓口もあります。